



## ICRP Publication 104 放射線防護の管理方策の適用範囲

日本アイソトープ協会，  
ICRP 勧告翻訳検討委員会 訳



本報告書は ICRP Publication 103, 国際放射線防護委員会 2007 年の基本勧告の支援文書の 1 つであり，放射線防護の管理方式の運用範囲について，これを規定する国当局及び関連組織に対して主委員会の助言を提示したものである。

本書の冒頭に「規制すべき事柄に限界はあるのか？」という題で A.Z. GONZALEZ 氏の招待論説が掲載されていて，「この基本的疑問に対するおそらく議論の余地のある答えは，明白であることを期待すべきではない，ということである」と記している。ことほど左様に，規制の適用範囲は複雑で，歴史的にも多くの変遷を経て発展してきた問題で，放射線防護の実務者と規制者は，長年にわたって直面してきた難問である。また，これらは国の文化と法体系の違いが，国際的な整合性を得ることの困難さの要因となっている面も多い。

本書はこのような背景を踏まえ，2007 年勧告が公刊されたのを機に，その中で展開された“除外”，“免除”の適用範囲を中心に述べたものである。2 章では，まず委員会の勧告と規制は異なるものであるが，両者は緊固な関連があることから，勧告を規制につなげる上での主要な問題点を述べている。最初

に，委員会が低線量域の防護の原則として LNT モデルを採用しているが，これはすべての放射線被ばく状況を公式に規制して管理する必要性を意味するものでなく，正当化と防護の最適化の原則に基づいて判断されるべきであるという基本的理念を示している。そして，次章以下で議論する規制の適用範囲に関連する主な概念の“除外”と“免除”について定義と運用の変遷を述べ，それらの適用範囲の詳細を 3 章と 4 章で述べている。特に“免除”については，適用の原則，免除レベルの誘導とその適用，クリアランスの使用と誤用等について，事例を挙げて詳細に述べている。例えば，放出についてクリアランスという用語が放射性廃液の環境中への管理された放出という概念の準同義語として用いることは誤りであること，放射性廃棄物の法律上の定義はクリアランスの定義とは異なる考慮事項を含む複雑なプロセスであること等々，参考にするべき事例が多い。また，2 章においては適用範囲の規定は被ばく状況によって異なり得ることから，“計画被ばく状況”，“緊急時被ばく状況”，“現存被ばく状況”の定義と運用を説明し，5 章，6 章にそれらの具体例を示している。2 章において放射線防護の決定において重要な“社会の態度”に関して，ステークホルダーの関与を含め，根拠の論理的多様性の視点から，規制の範囲を決める際の問題点を述べているのは注目される。そして 7 章においては，その他の特殊な被ばく状況として，宇宙線，NORM，ラドン，日用品による被ばく等に対する適用を述べている。

本書は国によって異なる文化や法体系の下での規制の適用範囲について，歴史的変遷を踏まえつつ一般的な提言として提示したものであり，そのせいと内容の複雑さゆえに，“しかしながら”でつながり，文脈が変転する文章が多い。このことが逆に詳細を理解する手助けとなっていて，規制の適用に際しては参考となる有益な書である。

(沼宮内弼雄 放射線計測協会)

(ISBN978-4-89073-231-9, B 5 判 100 頁，定価本体 4,300 円，日本アイソトープ協会，☎03-5395-8082, 2013 年)